

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年１０月６日（令和５年（行情）諮問第８８３号）

答申日：令和６年７月２６日（令和６年度（行情）答申第２７７号）

事件名：「令和４年度情報収集要求について（通達）」の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第１ 審査会の結論

「統幕運１第１３４号及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「令和４年度情報収集要求について（通達）（統幕運１第１３４号。令和４年４月１３日）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の概要

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年５月３０日付け防官文第１１６０５号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁目）と定めている。

（ウ）上記（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開

示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(２) 意見書

本件開示決定において諮問庁は、「当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て」の存否について決定を行っていない。仮に理由説明書の通り、本件対象文書のほかに行政文書を保有していな

いのであれば、「当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の請求について不開示決定を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和5年5月30日付け防官文第11605号により、全部開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和6年7月1日 審議
- ④ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象文書の紙媒体の特定及び文書の追加特定等を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「統幕運1第134号」とは、開示請求書裏面に記載された令和4年4月13日付け統幕運1第134号の通達を指すものと解されることから、本件開示請求については、当該通達及び当該通達がつづられた行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解し、本件対象文書を、本件開示請求に係る行政文書として特定した。

イ 本件対象文書は、統合幕僚監部の共有フォルダ及び電子決裁システムに保存された電磁的記録形式の行政文書ファイル「令和4年度情報収集通知文書等」（以下「本件ファイル」という。）につづられている。本件ファイルは、令和4年度の情報業務の実施に係る関係調整先への情報収集の通知のため作成したものであり、当該ファイルにつづられている文書は、本件対象文書のみである。

ウ また、本件対象文書は、文書作成ソフトで作成した文書であり、電子決裁システムを用いて施行を行っているため、紙媒体は保有していない。

エ 本件開示請求及び本件審査請求を受けて、担当部署の執務室内の机、書庫、書棚、共有フォルダ及び担当者のパソコンなどを探索したが、本件対象文書の外に、本件対象文書に係る紙媒体その他本件請求文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会事務局職員をして、行政文書ファイル管理簿を確認させたところ、本件ファイルは電子媒体であることが認められる。

イ 本件開示請求の対象は、令和4年4月1日付け統幕運1第134号の通達及び当該通達がつづられている行政文書ファイル等に含まれるその他の文書であると認められるところ、当該通達がつづられている本件ファイルは、令和4年度の情報業務の実施に係る関係調整先への情報収集の通知のため作成したものであり、本件ファイルにつづられている文書の全てを本件対象文書として特定した旨の上記(1)イの

諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められず，探索の範囲等も不十分とはいえない。

ウ また，上記アのとおり，本件ファイルは電子媒体であり，本件対象文書の作成方法等に係る上記（１）ウの諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点は認められない。

以上を踏まえると，本件対象文書は電磁的記録で管理されており，紙媒体を保有していない旨の諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められない。また，外に紙媒体の存在をうかがわせる事情は認められず，探索の範囲等も不十分とはいえない。

エ したがって，防衛省において，本件対象文書の外に，本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，開示した決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美